

3. 護岸コンクリート ブロックの製作管理基準

検指第334号
平成11年 4月 1日 制定

護岸コンクリートブロック
の製作管理基準

護岸コンクリートブロックの製作管理基準

1. 適用範囲

この基準は、神奈川県内の河川工事に使用する護岸用コンクリートブロック（以下「コンクリートブロック」という。）の製作に適用する。

2. コンクリートの配合

コンクリートブロックの製作に使用するコンクリートは、下記に定める品質を満足し、常に工程が安定するよう、材料、機械設備、器具等を管理しなければならない。

粗骨材の最大寸法	水セメント比	空気量	圧縮強度	単位容積重量
40mm以下	55%以下	4±1%	180kgf/cm ² 以上 (17.7N/cm ²)	2,250kg/m ³ 以上

3. 品質管理基準及び規格値

コンクリートブロックの製作に関する試験項目は、下記のとおりとする。また、製作上使用するコンクリートの管理図、配合表等は、監督員が請求した場合は、提出しなければならない。

シュミットハンマーによる コンクリートブロックの圧縮強度の算出

シュミットハンマーを用いてコンクリートブロックの反発硬度を測定し、圧縮強度を算出する。又、監督員より指示があった場合は、コアによる圧縮強度試験も行わなければならない。

なお、シュミットハンマーによる反発硬度の測定は、下記の要領で行う。

(1) 反発硬度の測定箇所

測定面は、型枠に接していた面で、質が均一でモルタルでおおわれた平滑な平面部を選定する。

(2) 反発硬度の測定

- ① 反発硬度の測定に使用するコンクリートブロックは、24時間水中に浸漬し、測定開始直前に水中から取り出し、水をふき取り直ちに測定する。
- ② 測定面は測定に先立ち十分に清掃する。
- ③ コンクリートブロックは、測定の影響のないように確実に固定する。
- ④ シュミットハンマーの打撃方向は、常に測定面に直角とし、徐々に力を加えて打撃をおこさせ測定する。
- ⑤ 測定箇所は、コンクリートブロックの縁端から3cm以上入ったところで、互い3cm以上の間隔をもった12点について測定し、この測定値の最大と最小の測定値を除く、10点の測定値の算術平均を反発硬度とする。

ただし、明らかに異状と認められる測定値又は、その偏差が平均値の約20%以下になる測定値があれば、この測定値を除き、これに代わるものを測定することができる。